

# にいがたの くらしと自治

2025 年 11 月号

2025 年 11 月 15 日



▲「立冬」、飯豊の山々は白くなり晩秋本番から初冬へ。(丸山孝博・胎内市議の Facebook より)

## にいがた自治体研究所

〒950-0901 新潟市中央区弁天3丁目3-5 新潟マンション305号

TEL 025-240-8645 Fax 025-240-8646

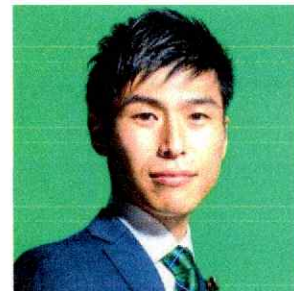
e-mail: njitiken@yahoo.co.jp

「にいがた自治体研究所」のホームページへ⇒



# 【スパイ防止法】どこが危ない？

2025年9月14日 youtube 山添拓チャンネルより



参院選で伸長した国民民主党や参政党が、「スパイ防止法の制定を急げ」

とあり、神谷宗幣氏は選挙後、「法制局とも相談しながら検討している」「他党との交渉をある程度水面下で始めている」などと述べています。

今後の臨時国会で直ちに法制定の動きがあるかどうかは分かりませんが、政府与党や他の一部野党をも巻き込んで、この議論を進めていく可能性は多いにあります。

そこでこの問題を簡単に整理してお話したいと思います。

## 最高刑は死刑…40年前の「スパイ防止法」案

そもそもスパイ防止法の企みは40年前に遡ります。「国家秘密にかか  
るスパイ行為等の防止に関する法律案」が1985年6月自民党議員10名  
によって国会に提出されています。

外交・防衛上の国家機密事項に対する公務員の守秘義務を定め、これを第三者に漏えいする行為の防止を目的とします。既遂行為だけでなく未遂行為や機密事項の探知・収集、これら予備罪、過失（書類等の紛失など）も罪に問い、最高刑は死刑または無期懲役でした。

なぜこんなものが作られることになったのか。

## 先導したのは国際勝共連合

1978年に有事立法の議論のなかで、「機密保護法が必要ではないか」と問われた当時の福田赳夫首相が、「ただいまのところはその問題を検討の対象にする考えはありません」と述べて、「将来はやるのか」と、議論になったわけです。

ここに飛びついたのが、統一協会（の政治団体である）勝共連合でした。1978年12月号の「世界思想」で、「機密保護法の研究」を掲載するなど、統一協会とともに動き出しました。翌年79年の2月には、「スパイ防止法制定促進国民会議」、国際勝共連合と自民党の合作で、こうした組織が作られています。

そしてさらに翌年1980年には、防衛庁の機密文書漏えい事件が起き、これをきっかけに自民党内で議論が活発化し、法案を作り、その中身をさらに拡大し、とうとう85年6月に国会提出されるに至りました。その際、中曽根首相は、「日本はスパイ天国であり、スパイ防止の必要性を痛感するに至った」などと述べています。

## **1985年当時の法案は廃案に**

しかし当時、この法案には大問題があると広範な世論が沸き起こって、日本共産党ももちろん反対の先頭に立ち逐条解説なども出しましたが、結果的に法案は継続審議となり後に廃案となります。

当時日弁連が反対決議を上げています。次のように、4つのことを指摘しています。

「現在、国会に提出されている「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」は、人権侵害の危険が極めて大きい。

その問題点は、次のとおりである。

- ① 防衛・外交にかかわる「国家秘密」の内容が、実質的に、広範囲・無限定であり、行政当局の恣意的専断を許すことになる。
- ② 「探知・収集」、「外国に通報」、「他人に漏らす」などの実行行為及び過失犯など、その行為類型もすべて、広範囲・無限定であり、調査・取材活動、言論・報道活動、日常的会話等のすべてが含まれる。
- ③ 死刑を含む重罪の提案は、合理的な根拠を欠き、時代の流れに逆行して、著しく異常なものである。
- ④ 予備・陰謀罪と独立教唆犯の提案も、また、罪刑法定主義と行為責任主義の原則に違反する。

今日、政治問題の多くが何らかの形で防衛・外交問題に結びついていること、国民がそれと知らないで『国家秘密』に接触する場合もありうることを考えるならば、刑罰による権力的統制が国民の言論活動と日常生活のすみずみに至るまで広く波及し、国民主権主義と民主主義の根幹が脅かされるおそれは、まことに大きい。

われわれは、この法律案に強く反対し、速やかに撤回されることを切望する。

右決議する。

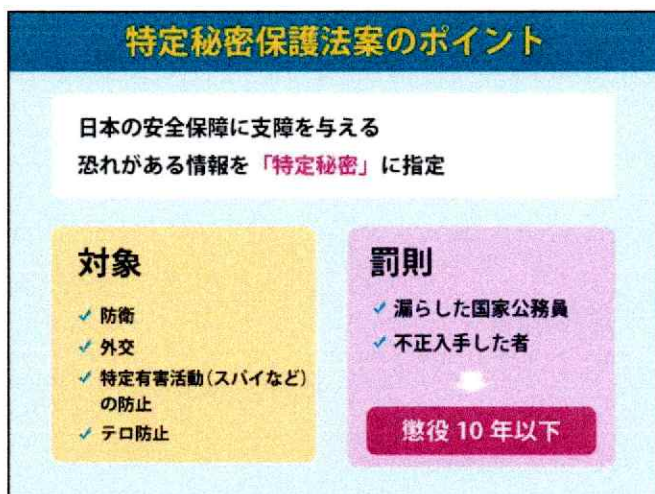
昭和 60 年 10 月 19 日 日

本弁護士連合会」

このように述べて、法的側面からも全面的批判を加えておりました。

結局自民党内からも反対の声が出され、再提出を断念するに至っています。40 年前のことです。

**その後、「特定秘密保護法」「重要経済安保情報保護・活用法」が制定される**



それから時は下って、2013 年形を変えて特定秘密保護法が制定されるに至りました。これは防衛・外交・スパイ防止・テロ防止の4分野での情報保全を目的としています。

昨年 2024 年にはこれを経済分野に拡大する経済版秘密保護法、重要経済安保情報保護・

活用法が制定されています。重要経済安保情報を指定し、この情報を扱う人物を限定するために、民間人も含めて、国が事前に調べ上げる。そして情報を扱っていい人を認定するセキュリティクリアランス(適性評価)を導入しました。

こうした制度によってスパイ防止法の狙いとするところは達成されたのではないかという意見もあります。確かにかなりの面が、これによって処罰対象になっているという側面があります。

日本共産党は、もちろん、いずれについても正面から反対をしてきました。なぜかと言えばそれは公務員であれ民間人であれ、そのプライバシーに深く踏み込み、行動を監視し、一定の思想を強制することになりかねないからです。

## 「未然防止に不十分」「日本がスパイ活動をするために」との倒錯

ところが今スパイ防止法が必要だと主張する人たちからは、これでは不十分なのだという意見が出されています。それによりますと秘密保護法とスパイ防止法というのは別の法体系だと。

特定の秘密保護に対して侵害行為があった時に初めて、警察や司法が動くことができるけれども、外国勢力によるスパイ活動は未然に対応できないんじゃないか、と言っております。

これまでのいろんな諜報事件、情報が相手に渡った時点で立件されることが多かったけれども、それでは足りないんだと。スパイ防止法というのはスパイ行為を未然に防止する、抑止効果も含めてですね。そのために必要だと主張がされています。



もっと露骨に言いますと、こういう法律がないために例えば中国やロシアで情報収集にあたっている日本人が逮捕されたときに、日本は日本国内にいる中国やロシアのスパイを捉えて、スパイ同士交換する。こうことができないんだと言っており、日本政府が海外で情報収集をより円滑に行っていくためにも必要だと。

「ファイブアイズ」と言って、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国で構成される機密情報共有ネットワークでは、同じ水準で対策を取っているではないか。そうしたものが日本にもあれば、他の国々との情報共有もよりスムーズに行える、などと言って、結局日本が諸外国においてスパイ活動を大っぴらにやっていくために、日本におけるスパイ防止法も必要なのだ、というような、かなり倒錯した話までされております。

## 高市氏もスパイ防止法を主張

自民党の高市早苗氏も、スパイ防止法の必要を主張している方の1人です。「包括的にスパイ行為を禁止する法律がない」「諸外国では認められている捜査手法が使えず、法定刑も必ずしも十分でない」、こんなことをおっしゃっています。

「外国政府の勢力によるスパイ活動を規制し、監視し、必要があれば逮捕が可能となる法律をイ

メージしている」と言います。「一定の実施要件を満たして、手続きを経たものに限って、行政通信傍受を合法的にも可能にすべきだと、個人的には考える」とも述べています。通信傍受、電話や通信、インターネットを介した情報のやり取りについて、行政が監視し、傍受することができるようにという狙いだと言います。

## 情報漏えいを理由に、監視社会をつくり出す

秘密保護法との違いという意味では、犯罪が成立する時期を、情報が漏えいされた時点ではなく、もっと前の段階に、スパイ行為そのものを処罰の対象にすることで、スパイをやっているのではないかと疑いを抱けば捜査を可能にする。そのために、個人の通信手段、情報共有、もちろん日常的な会話や行動、それらを全て行政による警察によるあるいは検察など司法機関も含めて、情報収集の対象としていこうというのが狙いようです。

**なぜ日本にはスパイ防止法がないのか？**

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
包括的スパイ防止法の有無	×	○	○	○	○
外国エージェント登録制度	×	○	○	○	△
外国スパイの発覚能力	△	○	○	○	○
実行機関(防諜/情報)の整備状況	×	○	○	○	○

	旧来の(狭義の)スパイ活動	現代の(広義の)スパイ活動
目的	軍事・外交の機密情報を盗む	社会全体に影響を与える(技術・世論・政治)
手段	主に人的スパイ(潜入・密会・暗号通信)	サイバー攻撃、SNS工作、留学生・NGO・企業の活用
対象	政府機関・軍事施設	左に加え、大学、企業、メディア、SNSなど広範囲
特徴	一国と一国の「秘密の戦い」	社会全体が舞台の「公開・間接型の戦い」

**選択的夫婦別姓より「スパイ防止法」を国会で議論すべき！**

参政党

これに対して、政府の現在の答弁は、「スパイ防止法の必要性について様々な指摘やご意見がある」としつつ、「多角的かつ慎重に検討されるべきもの」というのが、この間の国会での答弁です。

しかし選挙の結果を受けて、また今後自民党の総裁選の結果を踏まえて、連立を組む相手や国会内での協力を進めていく会派の意向次第によっては、スパイ防止法の制定が狙われるということが十分にあり得ます。

現時点で、スパイ防止法の制定を主張する政党による具体的な法案の内容が明らかになっているわけではありません。それらの思惑が一致するかどうか分かりません。

しかし、例えば高市氏が主張するように、スパイ行為の未然防止が目的で、そのために行政通信傍受=盗聴ができる範囲を広げる、取り分け時的限界（既判力の「時的限界」とは、確定判決の既判力が及ぶ範囲を、事実審の口頭弁論終結時までに提出された事実と証拠に基づいて判断する原則を指します。この基準時以降に発生した事由については、既判力は及ばず、後訴で争うことが可能です）と言いますが、なるべく早い時点から盗聴を可能にしていこうと、これが狙いだとする共謀罪のように犯罪の成立時期を前倒しするような新たな治安立法が検討される余地は十分にあります。それは外国人かどうか、スパイが目的であるかどうかを問わず、いつでも情報を収集し、分析できるようにする。個人のあらゆる通信や情報を監視下に置き、さらに監視密告社会化を進めていくということになると思います。

## **憲法が規定する人権、内心の自由を脅かす「スパイ防止法」を許すな**

憲法の「通信の秘密」を始めとする、個人の自由を著しく脅かすこととなります。安全保障のため国家機密の保護のためと言え、個人の内心にまで深く踏み込むような国家のあり方にするので良いのかどうか、問われているのではないのでしょうか。

そもそもこのスパイ防止法、日本における議論は、あの文鮮明が必要とし、自民党を巻き込んで進めようとした問題です。極めて矛盾に満ちた策略からスタートしたものだということも改めて思い起こす必要があると感じます。

今国会は与党が衆議院でも参議院でも少数となり、歴史的な岐路にあります。

この時にスパイ防止法の制定を急ぐような、自民党政治をより延命させ、より悪い方向へ引っ張

るような動きに対しては国民的な監視の目を光らせることが必要ではないでしょうか。

むしろ憲法を生かし希望ある政治へと転換し自民党政治を本格的に終わらせていく、そのような歴史的岐路の選択をともに歩めるよう頑張りたいと思います。

以上

## 給食無償化、月内合意目指す 自維公、26 年度実施に向け



11/7(金) 11:03 配信  KYODO

自民、日本維新の会、公明の3党が開いた小学校の給食無償化に向けた実務者協議＝7日午前、国会

自民、日本維新の会、公明の3党は7日、小学校の給食無償化に向けた実務者協議を国会内で開き、各地方自治体の実情を

踏まえて制度設計する方針を確認した。2026年度からの実施に向け、11月中旬に制度の詳細に関する合意を目指す。自民実務者の柴山昌彦政調会長代理は会合後、財源は数千億円規模になるとして「財源や地方との分担をどう進めていくか議論したい」と説明した。都道府県ごとに給食費に差があり、支援額について今後話し合う。不登校やアレルギーを抱える児童には現金を給付すべきだとの意見が出た。次回会合では地方自治体へのヒアリングを行う。

---

## 2026 年小学校の給食費「無償化」へ！“弁当派”にも支援の動きが全国で拡大

2025 年 8/31(日) 9:01 yahoo ニュース

2026 年度から、学校の給食費が全国で無償化される方針です。

これまで給食費は自治体によって負担の有無や額に差があり、「不公平だ」との声も上がってきました。全国一律で無償化が進めば、子育て家庭にとっては負担軽減につながります。一方で、数千億円規模に上る財源をどう確保するのか、また「本当に給食費まで国が負担する必要があるのか」といった課題も指摘されています。この記事では、給食費無償化の背景や

メリット、そして残された課題や今後の展望について解説します。執筆者：ひなまる ([@hinamaru\\_kakei](https://twitter.com/hinamaru_kakei))

### まずは「小学校から」スタート

政府はまず小学校から無償化を導入し、その後中学校にも広げる方針です。少子化対策や教育格差の是正、そして子育て世帯の負担軽減を目的としています。家庭にとっては、子ども1人あたり月数千円の支出がなくなるのは大きなメリットとなります。

### 「弁当持参の子も無償化」の流れ

給食無償化の議論が進む中、食物アレルギーや宗教上の理由などで給食を利用できない子どもへの“**弁当代助成**”を行う自治体が急増しています。「給食を食べる子どもだけが恩恵を受けるのは不公平」との声を背景に、弁当持参児にも給食費相当額を助成する取り組みが広がり、国の制度にも影響を与える可能性があります。

### 無償化で期待される効果

給食費の無償化は、家庭や学校にとってさまざまな効果が期待されています。

- 家計の経済的負担を軽減（子ども1人で年間約5～6万円の節約に）
- 学校の事務負担を軽減（給食費未納問題の解消） など

### 課題は財源と公平性

給食費無償化には「家計の負担軽減」や「学校の事務負担軽減」といった大きなメリットがありますが、その一方で課題も多く残されています。まず大きな課題は**財源の確保**です。全国一律で給食を無償化すれば数千億円規模の予算が必要になるとされ、どこからその費用を捻出するのが常に問われます。

次に懸念されるのはコストを抑えることによる

**食材や献立の質**の低下です。

次に挙げられるのが**公平性**です。すでに一部自治体では弁当持参の子どもに「給食相当額」を助成する仕組みを導入していますが、全国的に見れば対応はまだバラバラです。食物アレルギーや宗教上の理由で給食を食べられない子どもや、不登校などで給食を受けられない子どもに対して、どう公平性を確保するかは国の制度設計においても避けられない課題です。

さらに**本当に国が負担すべきなのか？**という声もあります。「本当に給食費まで国が負担する必要があるのか」という疑問の声もあります。「家庭で負担できる部分まで税金でカバーすべきなのか」といった意見や「無償化が進むことで、保護者の責任感や教育への関心が薄れるのではないか」といった懸念も出ています。

こうした課題を踏まえ、制度を進めるにあたっては**財源確保の道筋と、質の維持・公平性をどう担保するか**が大きなテーマになりそうです。

### 2026年度から順次スタート

## 2 設置者別完全給食実施学校における学校給食費

### (1) 市町村

設置者	会計区分	小学校					中学校					
		学校数	の1給食費あたり	予年 定期実施 回数	平均 食材費	保平均 護者 負担額	学校数	の1給食費あたり	予年 定期実施 回数	平均 食材費	保平均 護者 負担額	
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
1	新潟市	私	105	327	190	5,652	5,652	56	375	186	6,072	6,072
2	長岡市	私	54	330	197	5,909	5,909	27	378	196	6,732	6,732
3	三条市	私	19	347	193	6,087	4,982	8	389	196	6,914	5,847
4	柏崎市	公	19	310	198	5,580	5,580	11	360	196	6,420	6,420
5	新発田市	私	15	325	190	5,619	5,274	10	392	194	6,910	6,452
6	小千谷市	私	8	345	196	6,128	5,673	5	377	199	6,803	6,348
7	加茂市	私	6	356	195	6,319	6,319	5	390	195	6,921	6,921
8	十日町市	公	17	299	198	5,380	5,200	10	350	198	6,287	6,054
9	見附市	私	8	319	196	5,688	5,688	4	368	200	6,675	6,675
10	村上市	公	13	315	190	5,445	4,875	7	378	194	6,657	5,970
11	燕市	私	14	327	191	5,679	4,775	5	373	195	6,604	5,667
12	糸魚川市	公	13	310	197	5,548	5,011	4	370	196	6,576	5,687
13	妙高市	公	7	300	192	5,225	0	3	350	199	6,332	0
14	五泉市	私	9	338	195	5,990	5,140	4	383	195	6,789	5,850
15	上越市	公	47	295	196	5,254	4,887	20	342	201	6,232	5,673
16	阿賀野市	私	7	310	191	5,379	3,644	4	370	185	6,209	4,195
17	佐渡市	私	22	333	198	5,986	5,105	13	385	195	6,838	5,862
18	魚沼市	公	8	319	200	5,787	5,425	5	368	200	6,676	6,313
19	南魚沼市	公	16	327	203	6,027	5,012	4	371	197	6,655	5,649
20	胎内市	私	5	316	191	5,498	4,907	4	370	193	6,501	5,763
21	聖籠町	公	3	310	195	5,500	4,795	1	363	191	6,300	5,556
22	弥彦村	私	1	310	187	5,790	0	1	360	190	6,840	0
23	田上町	私	2	300	197	5,373	4,293	1	355	201	6,487	5,208
24	阿賀町	公	3	300	193	5,100	0	2	340	193	5,700	0
25	出雲崎町	私	1	314	200	5,704	3,732	1	379	200	6,883	3,913
26	湯沢町	公	1	273	202	5,013	0	1	319	201	5,829	0
27	津南町	公	3	293	200	5,333	5,151	1	350	194	6,172	5,996
28	刈羽村	私	1	291	200	6,000	6,000	1	355	199	7,000	7,000
29	関川村	私	1	375	167	5,700	5,700	1	430	174	6,800	6,800
計(平均)			428	319	194	5,645	4,439	219	370	195	6,545	5,125

学校給食の無償化は、子育て家庭にとって「負担が軽くなる」というメリットがあります。毎月数千円、年間では数万円単位の支出が減るのは、家計にとっ

て確かに大きな助けです。その一方で、制度を全国一律で進めていくには「数千億円規模の財源」をどう確保するのか、さらには「給食費まで国が負担する必要があるのか」という根本的な疑問も避けて通れません。食材の質の低下や、弁当持参の子どもへの支援の在り方など、公平性に関する議論も続きそうです。

給食は子どもにとっては「毎日の生活の一部」、家庭にとっては「教育費の一環」です。無償化の恩恵を実感できる人がいる一方で、「制度の持続性」や「本当に必要な支援の形」をめぐる課題も残されています。

財源の安定確保や質の維持、公平性の担保をどう実現していくのか。

給食無償化を「一過性の支援」で終わらせず、すべての子どもが安心して同じ食事を受けられる仕組みへと育てていけるかが問われています。

### 左表「令和6年度、学校給食要覧」(新潟県教育庁保健体育課)より

※会計区分の「公」は公会計であり、「私」は私会計である。

※「平均月額」は年間を通じての徴収予定額を11

(ヶ月)で除したものである。

※「年間実施予定回数」は各学校の平均である。

※4市町村(妙高市、弥彦村、阿賀町、湯沢町)では、  
無償化を行っている。

※6市町村(新発田市、見附市、村上市、聖籠町、田  
上町、関川村)では学校給食費の一部無償化を行  
っている。

※一部無償化とは、第2子以降でその市町村が定  
める児童生徒の学校給食費を全額負担することを  
いう。

※18市町村(三条市、新発田市、小千谷市、十日町  
市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿  
賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖  
籠町、田上町、出雲崎町、津南町)では、学校給食  
費の一部補助、物価高騰対策や地場産物活用の  
ための食材費の補助等を行っている。

※各市町村の平均額に高低があるが、これは各市  
町村により給食内容や年間実施回数が異なるた  
めで、これを単純に比べることはできない。

# 第 80 回

(オンライン) 市町村議会議員研修会 Zoom 開催

講 義

## 「指定地域 共同活動団体制度」で

### 地方自治体の役割と責任、 公共サービスはどうなるか

講 師：角田 英昭 自治体問題研究所研究員・元神奈川県職員

日時：2025年12月17日（水）13時30分～16時

地方自治法の「改正」により創設された「指定地域共同活動団体制度」は自治体にとって都合のよい指定団体のみが指定され、住民が主体となり地域で活動している団体が排除されかねません。或いは団体が市町村業務の下請け化される可能性もあります。

さまざまな課題を持つ「指定地域共同活動団体制度」の条例づくりが、地方自治体の役割と責任・公共サービスのあり方を後退させないためにはどうしたらよいか。制度の概要と課題とともに、既に条例改定が行われている自治体の事例や地域自治の推進を目指す自治体独自の事例等を踏まえて考えていきます。



企画：自治体問題研究所 主催：自治体研究社

\*\*\*\*\*

(オンライン) **第80回** 市町村議会議員研修会 Zoom 開催  
2025年12月17日(水) 13時30分～16時

◆お申し込み方法

**ホームページ**からお申し込みください。

ホームページ <https://www.jichiken.jp/>



自治体問題研究所

検索

◆受講料

**税込 15,000円(自治体研究所・地域研究所個人会員:税込 14,000円)**

◆申込締め切り日

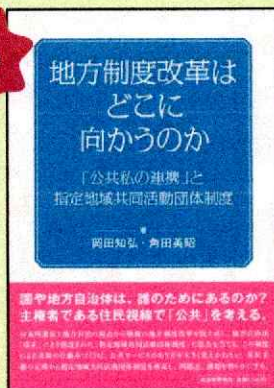
**2025年12月11日(木)**

- ・議員の方に限らず受講いただけます。
- ・お申し込みいただいた順に、受講料の振込口座をメールでご案内します。
- ・見逃し視聴あり(開催日から1週間以内)。
- ・キャンセルの際は、ご入金の有無に関わらず必ずご連絡ください。  
開催日の**8日前(2025年12月9日)**から**キャンセル料**が発生します。  
詳しくはホームページをご覧ください。

◆テキスト

- ・研修会参加者に限る**税込特価**です。
- ・送料一律**400円**でお送りします。
- ・当研修会ホームページからご注文いただけます。

新刊



『地方制度改革はどこに向かうのか  
—「公共私連携」と指定地域共同活動団体制度—』  
岡田 知弘・角田 英昭 著

**税込特価：1,300円**

◆参考図書



『地域と自治体第39集  
「公共私」・「広域」の  
連携と自治の課題』  
榎原 秀訓・  
岡田 知弘・白藤 博行 編著  
**税込特価：2,200円**



『地域と自治体第40集  
「補完的指示権」と  
地方自治の未来』  
榎原 秀訓 編著  
**税込特価：2,200円**

◇お問い合わせ先 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL: 03-3235-5941  
自治体研究社 議員研修会係 FAX: 03-3235-5933 e-mail: info@jichiken.jp